

令和5年度 大阪府大阪市保健医療連絡協議会 議事概要

日 時：令和5年7月28日（金）午後2時から4時

開催場所：天王寺区民センター 1階ホール

出席委員：25名（委員総数34名、定足数18名であるため有効に成立）

（河村委員、鈴木委員、焦 委員、三宅委員、横田委員、藤村委員、谷口委員、津田委員、森 委員、森本委員、栗生委員、吉井委員、加納委員、澤(滋)委員、谷岡委員、吉村委員、中尾委員、北垣委員、宮田委員、宮本委員、高澤委員、若林委員、中山委員、村中委員、片桐(幹)委員)

■議題（1）第8次大阪府医療計画策定に向けた考え方について

- ・第8次計画作成指針について
- ・第8次計画策定スケジュールについて

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料1】第8次大阪府医療計画の策定に向けた基本的考え方

[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料2】第8次大阪府医療計画 目次（案）

[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料3】第8次大阪府医療計画における医療圏について

【参考資料1】（厚労省通知）第8次医療計画作成に係る厚生労働省通知等について

【参考資料2】（厚労省資料）6事業目（新興感染症対応）について

【資料4】第8次大阪府医療計画 策定スケジュール（令和5年度）

[第57回大阪府医療審議会資料]

（質問・意見）なし

■議題（2）紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課、大阪市健康局から説明

【資料5】紹介受診重点医療機関の選定について

【資料6】大阪市二次医療圏 令和4年度外来機能報告の結果について

【資料7】大阪市二次医療圏紹介受診重点医療機関の候補等リスト

【参考資料3】（厚労省通知）都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について

【参考資料4】（厚労省リーフレット）紹介受診重点医療機関

【参考資料5】（厚労省）紹介受診重点医療機関に係る診療報酬

(意見等)

- 府が提案する選定方法を基準としつつも、蓋然性が一定程度担保できるという前提で、弾力的にこの基準を運用し、地域医療構想調整会議である保健医療連絡協議会において紹介受診重点医療機関を選定することとしてはどうか。「弾力的に」とは、例えば、基準に満たないが意向がある医療機関について、協議会で合意があれば選定するということを想定している。
- 国の方針は国の示す基準できっちりと医療機関を選定していこうというもの。紹介受診重点医療機関に選定された場合には、診療報酬に影響するので、弾力的な運用というのは、どの程度のパーセントまでを認めるのかということも非常に大事なところとなってくる。その基準を明確にしておかないと不公平性がおきる可能性があり非常に危険な感じがするため、しっかりと議論をお願いしたい。ただし、基準を満たしていても意向なしの医療機関については、自院の外来での役割を考慮して意向なしと判断をされたと思われるので、意向の確認は重要なことである。
- まずは、大阪府の提案する国の基準に沿ったルールで医療機関を選定し、弾力的という言葉は入れずに、最終的には協議会で決定するというものでいいのではないか。
- 弾力的という言葉を使わなくとも「地域の実情に応じて」に含まれる範疇の問題であると考えため、今回に関しては基準をもとに最終的には協議会で選定してはどうか。今後、協議会委員が交代していく中で、「弾力的に」という言葉が一人歩きして、なし崩しになる危険も否定できない。

<協議結果>

- ・ 本協議会における紹介受診重点医療機関の選定方法は、事務局（案）のとおりとすることとなった。
- ・ 紹介受診重点医療機関の意向があり、紹介受診重点医療機関の要件を満たす医療機関および基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある医療機関のうち直近3か月の実績が全ての月において基準を上回る実績の提出があった医療機関を紹介受診重点医療機関として選定することとなった。

■議題（3）在宅医療について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料8】第8次大阪府医療計画（在宅医療分野）策定に向けた今後の進め方

（質問・意見）なし

終了